

私たちが守る

私たちのまち

消防団を知っていますか

消防団は、「自分たちのまちは自分たちが守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活動している組織です。

現在、市内には地区ごとに16の分団があり、各地区に住んでいる20代〜30代の人たちで構成されています。団員は、それぞれ仕事をもち、忙しい合間を縫って消防技術の習得や災害対応などの消防団活動と両立させている特別職の地方公務員です。地元などで火災が発生すると消防署から無線やサイレン、携帯電話のメールで連絡を受け、いち早く現場に駆け付け、消防署と協力して消火活動にあたりま



地域に密着した活動

消防団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時にける救助活動に従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。

阪神・淡路大震災においては、消火活動、要救助者の捜索、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など、幅広い活動に従事しました。特に住民として暮らしている消防団員は、地域を把握しているのので、救出活動にめざましい活躍を見せました。

近年の豪雨、台風などによる災害においても、多くの消防団員が危険箇所の警戒巡視や救助活動、土の積みを行うなど、地域密着性や大きな要員動員力を有する消防団は、地域を守るために、なくてはならない存在です。

消防団の歴史

消防団の歴史は古く江戸時代江戸南町奉行が町組織としての火消し組である店火消し（たなびけし）を編成し直し、町火消し（いろは48組）を設置したことが現在の消防団の前身といわれています。

明治初期には、東京では消防組に関する消防章程を制定し、公設消防組ができ組織活動の基礎ができてきました。

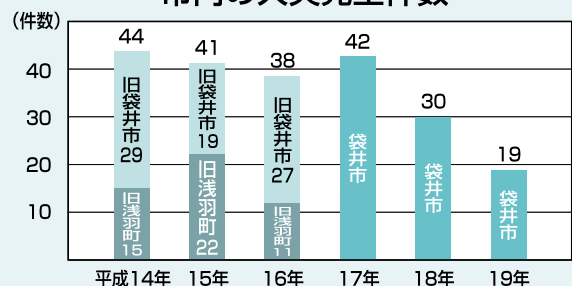
しかし、全国的には公設消防組は少なく、ほとんどが自治組織としての私設消防組であり、活動の実態はありませんでした。明治27年に消防組規則を制定し、消防組を府県知事の管掌として全国的な統一を図りました。

昭和22年、消防組織法が公布され、消防活動はすべての市町村の責務になりました。昭和26年、消防組織法が一部改正され、任意設置だった消防機関の設置は義務化されました。

（消防庁ホームページから）

消防本部や消防署が設置されていない非常備消防町村では、消防団が消防活動の全面を担っている地域もあります。袋井には、袋井消防本部、袋井消防署、袋井消防署浅羽分署そして、地区ごとに16の分団があります。

市内の火災発生件数



（※）19年は、1月〜10月までの件数です。
袋井市森町広域行政組合「消防年報18年版」参照





特集

私たちのまちを守る消防団

袋井市消防団組織図

団員数 594人
 車両台数 指令車 2台
 ポンプ車 15台、水槽付ポンプ車 1台
 可搬積載車 9台

袋井市消防団本部
指令車 2台

平成19年4月1日現在

